

池田市認知症初期集中支援推進業務委託仕様書

池田市認知症初期集中支援推進業務（以下「業務」という。）の業務委託の内容について以下のよう

1. 業務名称

池田市認知症初期集中支援推進業務

2. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 委託業務の概要

受託者（以下「乙」という。）は認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するために次に掲げる業務を行うものとする。なお、本業務の担当エリアは、地域包括支援センターと同一とする。

4. 委託業務の内容

(1) 支援チームの定義

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（以下「専門医」および「認知症サポート医」という。）の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人（以下「訪問支援対象者」という。）及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月以内）に行い、自立生活のサポートを行うものとする。

(2) 訪問支援対象者

本業務の対象者は、原則として40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のa、bいずれかの基準に該当する者とする。

- a 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者
 - ①認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - ②継続的な医療サービスを受けていない者
 - ③適切な介護サービスに結び付いていない者
 - ④介護サービスが中断している者
- b 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している者

(3) 認知症初期集中支援チーム員の構成

認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）として以下の①の要件すべてを満たす専門職（以下「認知症専門職」という。）2名以上、②を満たす専門医および認知症サポート医1名以上の計3名以上の専門職にて編成し、乙は①を満たす専門職2名以上を配置する。

- ① 「保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士」等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者で、認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

また、国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。ただし、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していない者のチーム員の業務参加も可能とする。

- ② 国の定めた基準を満たした委託者（以下「甲」という。）の定める専門医および認知症サポート医。

(4) チーム員の役割

チーム員専門職は、目的を果たすために訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

なお、訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問は原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問することとする。また、観察・評価に関する記述は、チーム員である保健師又は看護師が行うことが望ましい。

(5) 業務の実施内容

①支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行うなど、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

②認知症初期集中支援の実施

ア. 訪問支援対象者の把握

訪問支援対象者の把握については、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、居宅介護支援事業所、民生委員等から情報が入手できるよう、幅広いネットワーク構築をはかり、情報共有に努める。

イ. 情報収集及び観察・評価

訪問支援対象者やその家族などのあらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、訪問支援対象者の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況などを情報収集するとともに、指定された観察・評価表を用いて、認知症の包括的観察・評価を行う。

ウ. 初回訪問時の支援

初回訪問時に認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言などを行う。（おおむね2時間以内）

エ. チーム員会議の開催

初回訪問後、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。必要に応じてかかりつけ医、介護支援専門員等の参加も依頼する。

オ. 初期集中支援の実施

医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じ

た助言、身体を整えるケア、生活環境などの改善などの支援を行う。（訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、おおむね最長で6ヶ月）

カ．引き継ぎ後のモニタリング

初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、地域包括支援センターや担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行う。また引き継ぎの2か月後にサービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行う。

キ．記録等の保管

訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類を適切に管理し、5年間保管する。

(6) 実績報告

- ① 乙は毎月、当該月の翌月10日までに実績報告書を甲に提出するものとする。これ以外にも指定された報告書等を甲の求めに応じ提出するものとする。
- ② 前項に定めるもののほか、甲が必要とする事項について乙は報告しなければならないものとする。
- ③ 乙は、第2条の規定による委託期間満了後速やかに、次に掲げる報告書を甲に提出するものとする。乙は、甲の指示に基づき、実績報告書を提出するものとする。なお、実績報告等の様式については、甲が定めていないものについては任意の様式とする。

ア．年間実績報告書

イ．収支決算報告書

ウ．その他、甲が必要とする報告書類等

(7) 認知症初期集中支援チーム検討委員会への参加

認知症初期集中支援チーム検討委員会に参加し、活動状況の報告等を行う。

5. チーム員の資質向上

チーム員は活動に必要なスキルの向上に努めるとともに、乙は、国が実施する「認知症初期集中支援チーム員研修」を受けさせるものとする。

6. 業務の運営・管理等

- (1) 乙は、甲と連携・連絡を密接に行い、業務の実施で生じた諸問題については、速やかに対応を協議し、必要な指示を求め、その指示に従うこと。
- (2) 乙は、甲から交付された各種書類・データ及び業務で作成した資料等については、業務終了後、直ちに甲に返却及び提出するものとする。ただし、甲の意思により当該書類等を引き続き、乙において保管する場合は、この限りでない。
- (3) 乙は、甲が提示又は取り交わした書類の記載事項を遵守するとともに、本業務で知り得た各種情報に対する守秘義務を負うものとする。秘密保持の義務は本契約終了後も継続するものとする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙双方が協議の上、処理するものとする。